

エアゾールの表示例（1）

製品タイプ プラスチックキャップ アルミ缶 無地フィルム	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則的対応	廃棄のタイミングを考慮した場合の対応		
						キャップと容器が同じタイミングで廃棄される		
	キャップ	プラ	—	—		一括表示対応	一括表示することにより省略可	
	容器	アルミ	—	—	アルミ <sup>※</sup> (省略可)			フィルム、キャップはプラスチックです。 缶はアルミです。 または、 プラスチック：フィルム、キャップ。 アルミ：缶
	フィルム	プラ	○	—				一括表示することにより省略可 (無地のため)
	その他	スパウト	容器の一部	—	—	表示できません		

取り外せない部品は容器の一部にあたります。

※産業構造審議会のガイドラインにより材質表示することを指導されている。

エアゾールの表示例（2）

製品タイプ プラスチックキャップ アルミ缶 無地フィルム  (小型エアゾール)		部位	分別区分	無地	物理的制約	原則的対応	キャップと容器が同じタイミングで廃棄される	廃棄のタイミングを考慮した場合の対応	
		キャップ	プラ	—	—			一括表示することにより省略可	一括表示対応
		容器	アルミ	—	—	アルミ <sup>※※</sup> (省略可)	フィルム、キャップはプラスチックです。 缶はアルミです。 または、 プラスチック：フィルム、キャップ。 アルミ：缶		
		フィルム	プラ	○	—		一括表示することにより省略可 (無地のため)		
		その他	スパウト	容器の一部	—	—	表示できません		

取り外せない部品は容器の一部にあたります。

※※アルミ容器は小型で物理的条件がある場合(内容積〇〇ml以下)は省略可能。

エアゾールの表示例（3）

製品タイプ プラスチックキャップ アルミ缶 無地フィルム 説明書付	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則的対応	廃棄のタイミングを考慮した場合の対応	
						キャップと容器が同じタイミングで廃棄される	
	キャップ	プラ	—	—		一括表示対応	一括表示することにより省略可
	容器	アルミ	—	—	アルミ <sup>※</sup> (省略可)		フィルム、キャップはプラスチックです。 缶はアルミです。 または、 プラスチック：フィルム、キャップ。 アルミ：缶
	フィルム	プラ	○	—			一括表示することにより省略可 (無地のため)
	その他	肩カバー	容器の一部	—	—	表示できません	
		説明書	(紙)	—	—	容器包装リサイクル法の対象外	

取り外せない部品は容器の一部にあたります。

※産業構造審議会のガイドラインにより材質表示することを指導されている。

エアゾールの表示例（４）

製品タイプ アルミ缶 無地フィルム 外れないキャップ付	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則的対応	廃棄のタイミングを考慮した場合の対応	
						一括表示対応	
	容器	スチール	—	—	スチール <sup>※</sup> （省略可）	フィルムはプラスチックです。 缶はスチールです。 または、 プラスチック：フィルム。 スチール：缶	
	フィルム	プラ	○	—		一括表示することにより省略可 （無地のため）	
	その他	ワンタッチ キャップ	容器の 一部	—	—	表示できません	

取り外せない部品は容器の一部にあたります。

※産業構造審議会のガイドラインにより材質表示することを指導されている。

エアゾールの表示例（5）

<p>製品タイプ</p> <p>プラスチックキャップ</p> <p>アルミ缶</p> <p>台紙・カバー付</p>	<p>部位</p>	<p>分別区分</p>	<p>無地</p>	<p>物理的制約</p>	<p>原則的対応</p>	<p>廃棄のタイミングを考慮した場合の対応</p>	
	<p>キャップ</p>	<p>プラ</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		<p>キャップと容器が同じタイミングで廃棄される</p> <p>一括表示対応</p>	
	<p>容器</p>	<p>アルミ</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>※ アルミ(省略可)</p>	<p>一括表示することにより省略可</p> <p>キャップはプラスチックです。 缶はアルミです。 または、 プラスチック：キャップ。 アルミ：缶</p>	
	<p>その他</p>	<p>台紙</p>	<p>紙</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		<p>台紙とカバーが同じタイミングで廃棄される</p> <p>台紙に一括表示</p>  : 台紙  : カバー
		<p>カバー</p>	<p>プラ</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		<p>台紙に一括表示</p>

取り外せない部品は容器の一部にあたります。

※産業構造審議会のガイドラインにより材質表示することを指導されている。

エアゾールの表示例（6）

製品タイプ プラスチックキャップ スチール缶 無地フィルム・	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則的対応	廃棄のタイミングを考慮した場合の対応		
						キャップと容器が同じタイミングで廃棄される		
	キャップ	プラ	—	—		一括表示することにより省略可	一括表示対応	
	容器	スチール	—	—	スチール (省略可) ※		一括表示することにより省略可	フィルム、キャップはプラスチックです。 缶はスチールです。 または プラスチック：フィルム、キャップ。 スチール：缶
	フィルム	プラ	○	—			一括表示することにより省略可 (無地のため)	
	その他	ボタン	容器の一部	—	—	表示できません		

取り外せない部品は容器の一部にあたります。

※産業構造審議会のガイドラインにより材質表示することを指導されている。

エアゾールの表示例（7）

製品タイプ プラスチックキャップ アルミ缶 無地フィルム 脱離式肩カバー	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則的対応	廃棄のタイミングを考慮した場合の対応	
						キャップと容器と肩カバーが同じタイミングで廃棄される	
	キャップ	プラ	—	—		一括表示対応	一括表示することにより省略可
	容器	アルミ	—	—	アルミ <sup>※</sup> (省略可)		フィルム、キャップ、肩カバーはプラスチックです。 缶はアルミです。 または、 プラスチック：フィルム、キャップ、肩カバー。 アルミ：缶
	肩カバー	プラ	—	—			一括表示することにより省略可
	その他	フィルム	プラ	○	—		一括表示することにより省略可 (無地のため)

取り外せない部品は容器の一部にあたります。

※産業構造審議会のガイドラインにより材質表示することを指導されている。

エアゾールの表示例（8）

製品タイプ プラスチックキャップ スチール缶 無地フィルム・ 予備ボタン(スチールパイプ)付	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則的対応	廃棄のタイミングを考慮した場合の対応		
						キャップと容器が同じタイミングで廃棄される	一括表示対応	
	キャップ	プラ	—	—		一括表示することにより省略可	一括表示することにより省略可	
	容器	スチール	—	—	スチール <sup>※</sup> (省略可)			フィルム、キャップはプラスチックです。 缶はスチールです。 または プラスチック：フィルム、キャップ。 スチール：缶、予備ボタンのノズル。
	フィルム	プラ	○	—		一括表示することにより省略可 (無地のため)	一括表示することにより省略可	
	その他	スチールパイプ付予備ボタン	スチール	○	○	表示の対象外 <sup>※</sup> スチール(省略可)	一括表示することにより省略可	一括表示することにより省略可
		ボタン	容器の一部	—	—	表示できません		

取り外せない部品は容器の一部にあたります。

※産業構造審議会のガイドラインにより材質表示することを指導されている。







エアゾールの表示例（9）

製品タイプ プラスチックキャップ スチール缶 無地フィルム 予備ボタン(樹脂パイプ)付	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則的対応	廃棄のタイミングを考慮した場合の対応 一括表示対応	
	キャップ	プラ	-	-		一括表示することにより省略可	
	容器	スチール	-	-	※ スチール(省略可)	キヤップと容器が同じタイミングで廃棄される フィルム、キャップ、予備ボタンはプラスチックです。 缶はスチールです。 または プラスチック：フィルム、キャップ、予備ボタン。 スチール：缶	
	フィルム	プラ	○	-		一括表示することにより省略可 (無地のため)	
	その他	予備ボタン	プラ	○	○		一括表示することにより省略可
		ボタン	容器の一部	-	-	表示できません	

取り外せない部品は容器の一部にあたります。

※産業構造審議会のガイドラインにより材質表示することを指導されている。

エアゾールの表示例（10）

製品タイプ プラスチックキャップ スチール缶 印刷付きフィルム	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則的対応	廃棄のタイミングを考慮した場合の対応		
						キャップと容器が同じタイミングで廃棄される		
	キャップ	プラ	—	—		一括表示対応	一括表示することにより省略可	
	容器	スチール	—	—	スチール <sup>※</sup> (省略可)			キャップはプラスチックです。 缶はスチールです。 または、 プラスチック：キャップ。 スチール：缶
	フィルム (印刷付き)	プラ	—	—				
	その他	肩カバー	容器の一部	—	—	表示できません		
		ボタン	容器の一部	—	—	表示できません		

取り外せない部品は容器の一部にあたります。

※産業構造審議会のガイドラインにより材質表示することを指導されている。

エアゾールの表示例（11）

製品タイプ プラスチックキャップ スチール缶	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則的対応	廃棄のタイミングを考慮した場合の対応		
						キャップと容器が同じタイミングで廃棄される		
	キャップ	プラ	—	—		一括表示対応	一括表示することにより省略可	
	容器	スチール	—	—	スチール <sup>※</sup> (省略可)			キャップはプラスチックです。 缶はスチールです。 または プラスチック：キャップ。 スチール：缶
	その他	ボタン	容器の一部	—	—	表示できません		

取り外せない部品は容器の一部にあたります。

※産業構造審議会のガイドラインにより材質表示することを指導されている。

エアゾールの表示例（12）

製品タイプ プラスチックキャップ 樹脂容器 無地フィルム	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則的対応	廃棄のタイミングを考慮した場合の対応		
						キャップと容器が同じタイミングで廃棄される		
	キャップ	プラ	—	—		一括表示対応	一括表示することにより省略可	
	容器	プラ	—	—				 : フィルム、キャップ、容器
	フィルム	プラ	○	—		一括表示することにより省略可 (無地のため)		
	その他	スパウト	容器の一部	—	—	表示できません		

取り外せない部品は容器の一部にあたります。

エアゾールの表示例（13）

製品タイプ スチール缶 無地フィルム 外れないキャップ付	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則的対応	廃棄のタイミングを考慮した場合の対応		
						キャップカバーと容器が同じタイミングで廃棄される		
	容器	スチール	—	—	スチール <sup>※</sup> (省略可)		一括表示対応  キャップカバー、フィルムはプラスチックです。 缶はスチールです。 または プラスチック：キャップカバー、フィルム。 スチール：缶	
	キャップカバー	プラ	—	—			一括表示することにより省略可	
	フィルム	プラ	○	—			一括表示することにより省略可 (無地のため)	
	その他	ワンタッチキャップ	容器の一部	—	—	表示できません		

取り外せない部品は容器の一部にあたります。

※産業構造審議会のガイドラインにより材質表示することを指導されている。

エアゾールの表示例（14）

製品タイプ プラスチックキャップ アルミ缶 無地フィルム 化粧箱付	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則的対応	廃棄のタイミングを考慮した場合の対応		
						キャップと容器が同じタイミングで廃棄される	一括表示対応	
	キャップ	プラ	—	—		一括表示することにより省略可	一括表示することにより省略可	
	容器	アルミ	—	—	※ アルミ(省略可)			キャップはプラスチックです。 缶はアルミです。 または プラスチック：キャップ。 アルミ：缶
	フィルム	プラ	○	—		箱とフィルムが同じタイミングで廃棄される	一括表示することにより省略可 (無地のため)	
	その他	箱	紙	—	—		 ：箱	 ：フィルム
		説明書	(紙)	—	—		容器包装リサイクル法の対象外	

取り外せない部品は容器の一部にあたります。

※産業構造審議会のガイドラインにより材質表示することを指導されている。

エアゾールの表示例（15）

製品タイプ プラスチックキャップ(ガス抜き機能付) スチール缶 取り外せるボタン 無地フィルム	部位	分別区分	無地	物理的制約	原則的対応	廃棄のタイミングを考慮した場合の対応		
						キャップと容器とボタンが同じタイミングで廃棄される		
	キャップ	プラ	—	—		一括表示することにより省略可	一括表示することにより省略可	
	容器	スチール	—	—	スチール <sup>※</sup> (省略可)		一括表示することにより省略可	キャップ、ボタン、フィルムはプラスチックです。 缶はスチールです。 または プラスチック：キャップ、ボタン、フィルム。 スチール：缶
	ボタン	プラ	—	—			一括表示することにより省略可	一括表示することにより省略可
	その他	フィルム	プラ	○	—			一括表示することにより省略可 (無地のため)

ボタンを意図的に外せるようにした商品は、ボタンの識別表示が必要です。

※産業構造審議会のガイドラインにより材質表示することを指導されている。